

ID: 411

担当部署: 上下水道局

処分の概要	指定の停止		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置工事指定業者に関する規程 第17条		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第16号		
【根拠条文】 (指定の停止) 第17条 前条各号に該当する場合において、指定業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日